

改正

平成18年5月30日規則第112号

平成22年3月31日規則第36号

動物の愛護及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、動物の愛護及び管理に関する条例（平成17年岩手県条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(飼い犬の表示)

第2条 条例第9条第2号の規定による表示は、様式第1号により行わなければならない。

(事故発生時の措置)

第3条 条例第13条の規定による届出は、特定動物事故発生届（様式第2号）によるものとする。

一部改正〔平成18年規則112号〕

(公示の方法)

第4条 条例第14条第6項の規定による公示は、犬を捕獲した場所を所管する保健所の掲示場に掲示して行うものとする。

一部改正〔平成18年規則112号〕

(抑留された飼い犬の引取りの申請)

第5条 条例第14条第7項ただし書の規定による申請は、抑留犬引取申請書（様式第3号）により、所管保健所長に行わなければならない。

一部改正〔平成18年規則112号〕

(薬殺の方法)

第6条 条例第15条第1項の規定に基づく薬殺は、午後10時から翌日午前5時までの間において時間を限って、道路、空地、広場、堤防その他適当な地表に薬物入りのえさ（以下「えさ」という。）を置くことにより行うものとする。

2 えさに使用する薬品の種類は、睡眠剤又は硝酸ストリキニーネとする。

3 保健所長は、前項に規定する薬品の取扱いを狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第3条に規定する狂犬病予防員である者（以下「予防員」という。）に行わせなければならない。

4 えさを置く場合は、えさごとに、それが薬物入りである旨を表示した様式第4号による紙片を添えておかななければならない。

5 保健所長は、職員に、えさの置かれた場所を巡視させ、かつ、薬殺を行う時間の経過後直ちに予防員にえさを回収させなければならない。

一部改正〔平成18年規則112号〕

(薬殺の周知の方法)

第7条 条例第15条第2項の規定による周知の方法は、次に掲げるものとする。

(1) 薬殺を行う区域及びその近くの区域に居住する狂犬病予防法第4条の規定による登録をした犬の所有者に対して、犬の薬殺実施通知書（様式第5号）による文書で通知すること。

(2) 薬殺を行う区域内及びその近くの区域で公衆の見やすい場所に様式第6号により掲示すること。

(3) 放送等によって案内すること。

2 前項第1号の規定による通知は薬殺の開始日の3日前までに、同項第2号の規定による掲示は薬殺の開始日の3日前から薬殺の終了日まで、同項第3号の規定による案内は薬殺の開始日の3日前から薬殺の開始日までの間の適当な日に行わなければならない。

一部改正〔平成18年規則112号〕

(事故発生時の届出等)

第8条 条例第17条の規定による届出等は、飼い犬危害届（こう傷事故通報）（様式第7号）によらなければならない。

一部改正〔平成18年規則112号〕

(報告等)

第9条 保健所長は、薬殺しようとするときはその開始日の3日前までに薬殺を行う理由、区域、日時、方法等について、薬殺の終了後は速やかにその実施結果について知事に報告しなければならない。

2 薬殺しようとする保健所長は、薬殺を行う区域が他の保健所長の所管区域と隣接するときは、薬殺の開始日の5日前までに、その理由、区域、日時、方法等について、当該他の保健所長に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた保健所長は、第7条の規定による周知を行わなければならない。
一部改正〔平成18年規則112号〕

第10条 保健所長は、こう傷事故等の発生状況について、知事に報告しなければならない。

一部改正〔平成18年規則112号〕

(費用負担の額)

第11条 条例第25条に規定する費用の額は、次のとおりとする。

(1) 飼養管理費

ア 飼料費 1食につき 50円

イ 管理費 抑留日1日につき 300円

(2) 返還に要する費用 1頭につき 3,000円

一部改正〔平成18年規則112号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(犬による危害防止等条例施行規則の廃止)

2 犬による危害防止等条例施行規則(昭和45年岩手県規則第11号)は、廃止する。

一部改正〔平成18年規則112号〕

(犬による危害防止等条例施行規則の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定による廃止前の犬による危害防止等条例施行規則に定める様式による証票、申請書、紙片、通知、届出(通報を含む。以下同じ。)及び報告は、この規則に定める様式による証票、申請書、紙片、通知、届出及び報告とみなす。

一部改正〔平成18年規則112号〕

4 附則第4項の規定による廃止前の犬による危害防止等条例施行規則に定める様式による身分を示す証票は、県が行う立入調査等の身分証明書に関する規則(平成12年岩手県規則第51号)に定める様式による身分証明書とみなす。

一部改正〔平成18年規則112号〕

附 則(平成18年5月30日規則第112号)

1 この規則は、平成18年6月1日から施行する。

2 この規則による改正後の動物の愛護及び管理に関する条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の動物の愛護及び管理に関する条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成22年3月31日規則第36号)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の岩手県規則(以下「改正前規則」という。)の様式による申請書等は、この規則による改正後の当該岩手県規則の様式による申請書等とみなす。

3 改正前規則の様式による用紙等は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。